

問い合わせ先

国土交通省海事局検査測度課 木川

Tel : 03-5253-8111 (44-175)

03-5253-8639 (直通)

平成 23 年 9 月 29 日
国土交通省海事局検査測度課

IMO 第 16 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC16) の開催結果

概要

- ・ 国際海上危険物規程 (IMDG コード) の第 36 回改正案の審議を行い、改正案を合意しました。来年 5 月に開催される第 90 回海上安全委員会で採択予定です。
- ・ 国際海上固体ばら積み貨物規則 (IMSBC コード) に関し、特に鉄鋳粉を液状化の可能性がある物質とすべきか否か等について審議を行いました。
- ・ 海洋汚染防止条約附属書 V (船舶からの廃物による汚染の防止のための規則) の改正により、海洋環境に有害な物質をばら積みした船倉の洗浄水の海洋への排出が禁止されることを受け、海洋環境に有害な物質を規定するための審議を行い、海洋環境保護委員会に結果を報告することとしました。

9 月 19 日より 23 日までの間、英国ロンドンの国際海事機関 (IMO) 本部において、第 16 回危険物・固体貨物・コンテナ小委員会 (DSC16) が開催されました。

我が国からは、国土交通省、在英国日本国大使館、(独)海上技術安全研究所、その他関係海事機関・団体から成る代表団が出席し、我が国意見の反映などに努めました。今次会合における主な審議結果は以下のとおりです。

1. 国際海上危険物規程 (IMDG コード) 改正の検討

(1) 経緯

国際海上危険物規程 (IMDG コード) は、危険物を容器に収納して海上輸送する際の容器の性能要件、運送基準等を定めたもので、海上人命安全条約 (SOLAS 条約) において義務化されています。また、危険物運送の実態等に対応して、新たな危険物の指定等の改正が 2 年毎に行われています。

(2) 審議結果

IMDG コードの第 36 回改正案に関し、第 15 回編集及び技術グループ会合 (E&T15) の報告等について審議を行い、危険物に関する個別の運送要件の改正等に合意しました。クリルミール、電気二重層キャパシタ等、新たな 11 品目 (10 国連番号 : UN3497 ~ UN3506) の追加、及び、パート 7 (積載や隔離方法等貨物の取扱い方法を定めた章) 構成の変更等を含む改正案は、2011 年 9 月 26 日から開催される第 16 回編集及び技術グループ会合 (E&T16) の後、各国に回章される予定です。

(3) 今後の予定

本改正案は、2012年5月開催予定のMSC90で採択され、2013年1月1日からは勧告として、2014年1月1日から強制要件として実施される予定です。

2. 国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBCコード）改正の検討

（1）経緯

国際海上固体ばら積み貨物規則（IMSBCコード）は、固体ばら積み貨物の輸送に伴う危険性に関する情報の提供や運送要件等を定めたもので、2011年1月1日からSOLAS条約において義務化されています。DSC16では、IMSBCコードに輸送要件等が定められていない固体ばら積み貨物についての分類及び輸送要件、船倉洗浄水が海洋環境へ与える有害性評価基準等について、多数の提案が出されました。

（2）審議結果

液状化の可能性の評価手法に関する提案

IMSBCコードでは、各固体ばら積み貨物の液状化の可能性や化学的危険性などに基き、貨物をグループA（液状化の危険性を有する物質）、グループB（化学的危険性を有する貨物等）又はグループC（どちらの危険性も有しない貨物）に分類の上、運送要件等が規定されています。グループAの物質は、実際の貨物に含まれる水分量が許容値を超えた場合、船積みが禁止されます。しかし、液状化の危険性の有無を判定するための統一した基準が規定されていないことから、日本は、液状化の可能性の評価手法等に関する提案を行いました。審議では、貨物の水分管理の方法を考慮に入れてグループの判定を行うことについて、さらなる検討が必要であるとの意見等もあり、DSC16は、来年3月に開催される第17回編集及び技術グループ会合（E&T17）に対し、本提案を更に審議の上、審議結果を次回会合（DSC17）に報告するよう要請しました。

新たな固体ばら積み貨物の分類及び輸送要件についての提案

IMSBCコードに輸送要件等が規定されていない固体ばら積み貨物を運送する場合、荷積国の主管庁は、当該貨物の荷送人から提供される性状及び特性に関する情報に基づき安全性評価を行い、グループの分類及び輸送要件を承認することとされており、さらには、その承認した内容をIMSBCコードの改正としてIMOに提案することとされています。DSC16では、日本が安全性評価を行った49種類の貨物をIMSBCコードに追加するための日本提案等について審議を行いました。しかしながら、時間的制約から審議が行えなかったため、DSC16は、E&T17に対し、これら提案を審議の上、審議結果をDSC17に報告するよう要請しました。

固体ばら積み貨物の分類等の義務化に関する提案

IMSBCコードの厳格な運用を図るため、固体ばら積み貨物のクラス（危険物のクラス等）及びグループ（液状化の危険性を有する物質、化学的危険性を有する貨物及びどちらの危険性も有しない貨物の別）を義務的要件とする日本提案について、DSC16は、IMSBCコードの次回改正（第92回海上安全委員会第（MSC92）で採択、2015年1月1日発効予定）に取り入れることに合意しました。

鉄鋳粉の液状化問題に関する提案

液状化による海難事故が報告されている鉄鋳粉について、DSC16には、これを液状化の危険性を有するグループAに分類する等、貨物の分類及び輸送要件について複数の提案が出されましたが、鉄鋳粉の液状化の危険性の有無の適切な

評価方法等について今後さらに検討することとなり、(独)海上技術安全研究所の太田進博士をコーディネータとするコレスポネンスグループ(e-mailで検討を行うグループ)を設置して審議することとなりました。

ニッケル鉱の液状化問題に関する提案

鉄鉱粉と同様に液状化による事故が報告されているニッケル鉱について、フランスの提案による液状化の危険性を有するグループAの物質とする分類及び運送要件等の取り入れに基本的に合意した上で、E&T17で審議することとなりました。

船倉洗浄水の海洋環境への有害性の評価基準に関する提案

海洋汚染防止条約(MARPOL条約)附属書V(船舶からの廃物による汚染の防止のための規則)の改正(2013年1月1日発効)により、海洋環境に有害な物質をばら積みした船倉の洗浄水は、海洋への排出が禁止されることとなっており、DSC16では、固体ばら積み貨物の海洋環境への有害性を評価するための基準案について審議を行いました。基準案としては、1)MARPOL条約附属書III(個品危険物)に規定される貨物(急性毒性及び慢性毒性を有する貨物)を海洋環境に有害な物質とする案と、2)さらに範囲を広げて、MARPOL条約附属書II(ばら積み液体貨物)に倣って、直ちに分解しないもの、又は生物蓄積性の高いものであって、発がん性等の基準に合致する貨物を海洋環境に有害な物質とする案が出されました。また、3)プラスチックを含む貨物も海洋環境に有害な物質に加えることが提案されました。審議の結果、DSC16は、1)急性毒性又は慢性毒性を有する貨物及び3)プラスチックを含む貨物を海洋環境に有害な物質することに合意しましたが、2)発がん性等の基準に合致する貨物については意見が分かれたため、MEPC 63(2012年2月~3月)に判断を仰ぐこととしました。

以上